

## 地域型保育事業の利用定員等について

### 1. 概要

市町村長が地域型保育給付費の支給にかかる施設として確認する「地域型保育事業」においては、子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

### 2. 小規模保育施設一覧

施設名	設置主体	住所	類型	3号定員			定員(人)	開園時期	
				0歳	1歳	2歳			
新設	エンゼルさつき保育園馬橋	株式	馬橋	A型	3	8	8	19	R5.4
増員数					3	8	8	19	

※設置主体：株式→株式会社、学校→学校法人、 一社→一般社団法人